保険毎日新聞（2004年7月29日）

「保険営業に生かす 相続時精算課税制度の盲点＜下＞」

マーケットを見る視点

保険営業に生かす

相続時精算課税制度の盲点 ▷下

2004年から施行された相続時精算課税制度（以下、精算課税）は、7万8000人と多くの人が選択する結果となった。FPアイランド代表取締役の嶋敬介氏（税理士、MBA、日本FP協会常務理事、同志社大学講師）は、「盲点や留意点に気がつかずに、非課税枠の2500万円だけを見て選択された方が多いのではないか」と危惧し、前回はその盲点を指摘した。最終回の今回は、活用法や盲点を生かした保険営業の具体的例を挙げてもらう。

㈱エフピーアイランド代表取締役 嶋 敬介氏

年齢制限に着目すべき

株価値上がりで相続税の節税も

――精算課税の活用法について。

嶋 前回でも話したが、生前に特定の者に時期を特定して財産を贈与できることは、親や子どもにとって有意義なライフプランとなり、「生きたお金」が使えることだ。ただし、遺留分（法律で定められた最低限度の相続分）や今後の税制改正の動向、特に基礎控除額（現在は5000万円＋1000万円×法定相続人の数）が縮小される可能性については考慮に入れなければならない。

――ほかには。

嶋 精算課税の主な要件は年齢制限（表1参照）であることに着目すべきだ。裏を返せば、財産の種類、贈与金額、回数、受贈者（財産をもらう人）の所得金額には制限がない。また贈与した財産が相続時にいくら値上がりしていても、贈与時の価格で合算されることもメリットだ。

――具体的には。

嶋 例えば、100万円の株式を贈与し、相続開始時に500万円に値上がりしていても、値上がり分の400万円は対象外だ。つまり、財産の種類が限定されていないので、将来値上がりが予想される財産の贈与、収益性の高い財産の贈与などに活用できる。

――節税の観点からは。

嶋 相続時に相続財産に加算され、精算されることを前提としているので、贈与財産に価格の変動がなければトータルの負担額は同じ（表2参照）。しかし先ほどのような値上がり分は、間接的な相続財産の減少となるので、相続税の節税といえる。さらに収益の高い財産を子どもに贈与することは、所得の分散につながる。ただし、贈与財産が相続時に下落していた場合は、逆に相続税が課税されることになるので、十分な注意が必要だ。

――住宅取得資金にかかわる精算課税の特例とは。

嶋 現在のところ、03年1月1日から05年12月31日までの贈与が対象で、受贈者（子ども）は20歳以上に限り、贈与者（親）の年齢要件がない。また、従来の住宅資金と違って、父と母、一人ずつ（一対一対応）から別々に贈与が受けられる（表1参照）。しかも精算課税制度と基本的に計算方法は変わらないが、特別控除額が1000万円上乗せされ、3500万円となる。

――留意点は。

嶋 03年1月1日以降に従来の住宅資金特例を選択した場合は、翌年以後4年間は贈与者（父母、祖父母）からの精算課税（住宅資金精算課税特例だけではない）を併用することはできない。従来の住宅資金特例の550万円とは、従来の贈与税の基礎控除額（110万円×5年間）なので、もし併用すれば「精算課税は暦年課税（従来の贈与税）との選択」といった趣旨に反してしまうからだ。

――ほかに留意点は。

嶋 精算課税はリフォームも該当し、例えば断熱材や床下暖房、それに伴う壁紙の変更などやシステムキッチンにするなどのリフォームも適用されることは意義深い。

――というのは。

嶋 建物は時間の経過とともに、価値が減少するし、土地も今後は大きな値上がりの可能性に期待は寄せられない。精算課税を選択して、時価が相続時に下がっていれば相続税が発生することも考えられるので、財産が土地、建物だけの方は「うちは諦めたほうがいい」と初めから選択を諦めようと思っている方も多いように思う。でも、収益性だけをみて諦めてはいけない。ここからがプロの知恵を発揮できるところ。

――プロの知恵とは。

嶋 相続税がかからない人の財産は土地・家に加え、残してやれる現金が少々という方がほとんど。複数いる子どもに1000万円ずつ均等に残してやりたいと親心で思っても、その時の土地や家や有価証券はひょっとすると下落していて、願い通りにいかないことだって考えられる。精算課税は「一度と切れない赤い糸」なので、要件を満たすリフォームをすれば、累計で2500万円までの非課税枠の権利を得たことに気づいてもらいたい。

――具体的な方法は。

嶋 そこで強みを発揮するのが保険だ。①要件を満たしたリフォームをして非課税枠2500万円を手に入れる②今後の税制改正で基礎控除額の変動する可能性―の2点を考慮すると、保険のメリットを再認識して、顧客と加入を検討してみてはどうか。

――なぜ保険なのか。

嶋 あらためて言うまでもなく、有価証券や不動産と違っ

（8面へつづく）

相続時精算課税制度

表1 相続時精算課税制度と従来からの贈与制度との違い

		相続時精算課税制度	従来からの贈与制度
贈与時	概要	・増与税と相続税の一体課税 ・生前贈与を促進	・相続税の補完税 ・生前贈与を抑制
	贈与者	65歳以上の父母（住宅取得資金などの場合は年齢条件なし）	制限なし
	受贈者	20歳以上の子（養子または代襲相続人含む）	制限なし
	非課税枠	生涯合計2500万円（住宅取得資金などの場合は3500万円）	年間110万円
	申告	非課税限度内でも申告が必要	非課税限度内では申告不要
	贈与税の計算	（選択した贈与者ごとに贈与された贈与財産の累積価額－非課税額）×20%	（その年に受けた贈与財産の価額合計額－非課税額）×超過累進税率
相続時	生前贈与加算	・すべての受贈者に対する贈与について相続財産に加算される ・贈与財産の価格は、贈与時の時価	相続または遺贈により財産を取得した者が、当該被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた場合に加算される
	控除しきれない贈与税額	還付される	還付されない
	申告内容の開示	すべての贈与について情報開示の対象	相続開始前3年以内の贈与について情報開示の対象

※表1・2とも出典：エフピーアイランド

表2 〈例〉法定相続人1人で3,000万円を生前贈与（相続時精算課税制度を選択）

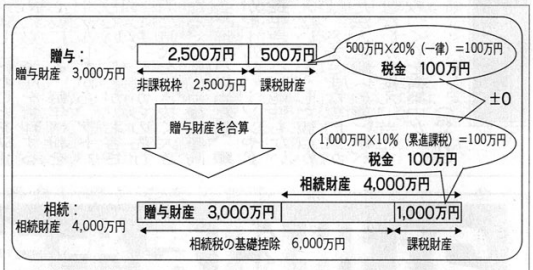

○贈与時の課税
2,500万円の非課税枠を超えた額に対しては、一律20%の課税がなされるため、贈与時の納付税額は、500万円×20%＝100万円となる。
○相続時の課税
相続財産に精算すべき贈与財産の額を加えて、通常の相続税の基礎控除額を利用し、この控除額を超えた部分に相続税が課税される。ただし、すでに納めている贈与税額は控除することができるので、納税すべき相続税額はゼロになる。